

平成29年第1回大多喜町議会定例会

1月会議会議録

平成30年 1月31日 開会

平成30年 1月31日 閉会

大多喜町議会

平成29年第1回大多喜町議会定例会平成30年1月会議会議録目次

第 1 号 (1月31日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
所信表明及び行政報告	3
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	7
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議員の派遣について	33
閉会中の継続調査について	33
閉議及び閉会の宣告	33
署名議員	35

第1回大多喜町議会定例会1月会議

(第 1 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会平成30年1月会議会議録

平成30年1月31日(水)

午後 2時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	西川栄一君
建設課長	野村一夫君	産業振興課長	吉野敏洋君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	鈴木久直君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉野正展	書記	金杉孝枝
------	------	----	------

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 5 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6 6 号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 5 議案第 6 8 号 平成 2 9 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 7 0 号 平成 2 9 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 発議第 7 号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書の提出について
- 日程第 1 0 議員の派遣について
- 日程第 1 1 閉会中の継続調査について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 本日は、平成29年第1回議会定例会平成30年1月会議を招集しましたところ、大変寒い中、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

本日の会議は、ことし初めて開催される本会議であります。昨年同様、ことしもよろしくお願ひしたいと思います。

なお、飯島町長におかれましては、さきの町長選挙におきまして再選されたことをお祝い申し上げます。今後も町民の福祉向上と町発展のため、さらにご尽力賜りますようご期待申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日は休会の日ですが、議事の都合により、平成29年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより平成30年1月会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎所信表明及び行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から所信表明及び行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 平成30年第1回議会定例会1月会議の開会に当たり、所信を明らかにする機会をいただきましたことに、議長を初め議員の皆様には厚く御礼申し上げます。

去る1月21日執行の大多喜町長選挙におきまして、無投票という形で町民の皆様から信任をいただき、引き続き今後4年間の町政を担わせていただくことになりました。多くの皆様に対しまして、深く感謝申し上げるとともに、決意も新たに、皆様と一丸となって「より住みよい大多喜町の創造」に努めてまいり所存でございます。

さて、私は町長として2期8年、「若者の定住化」を原点とし、「財政の健全化」、「人材の育成」の3つを基本姿勢として町政運営に取り組んでまいりました。3期目がこれからスタートするわけですが、3期目に当たりまして、その思い、原点、初心を忘れることなく、これからの町政運営に取り組んでまいります。

私は、1期目から若者の定住化というものを掲げ、そのところから全ての政策というもの

を進めてきたところでございます。3期目につきましても、引き続き「若者の定住化」、これを原点に施策を進めてまいります。若い世代の皆さんがこの地に残れる。「若者の定住化」、この若者の定住化こそ、町のこれから残っていく重要な鍵であります。

また、大多喜町の人口は減少を続け、高齢化も進んできています。このような中で、福祉・医療を後退させないために、財政基盤の強化が必要であります。今までの8年間、「財政の健全化」を実践し、町債については3億500万円減額し、財政調整基金については4億4,000万円増額してまいりました。これに比例し、財政指標である実質公債費比率や将来負担比率も改善されてまいりました。これから将来に向かって必要な事業に投資するために、削れるものは削っていく、無駄なものはしっかりと削っていきながら、引き続き健全な財政を確保してまいります。

次に、人材を育てていくこと、「人材の育成」こそ、町の発展に大きくかかわってくるわけでございます。このため、引き続き人材の育成もしっかりと進めてまいります。

町の総合計画では、将来にわたって持続可能なまちを創造し、人やまち、自然が光り輝いている大多喜町を実現し、次代に引き継いでいくことを目指し、その将来像を「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」としました。この将来像のもと、地域資源を活かし、皆さんと一緒にクリーンなまちづくりを推進いたします。

まず、雇用の場所の確保について、私が今まで進めてきましたのは、企業の誘致あるいは既存の産業・企業の拡大支援に努めてまいりました。これは町・自治体運営にとりまして、どうしても欠かせないものでございます。若い方々の定住化のためには、この就職できる、働く場所というものが必要でありますので、引き続き雇用の場所の確保に努めてまいります。

次に、防災に関し、初めに町の過去の災害を振り返りますと、昭和45年に発生した集中豪雨を初め、水害による被害が多く発生しております。近年の異常気象により、日本全国で局地的豪雨が発生しており、町においても昨年、1時間当たり91ミリメートルの記録的豪雨が記録されました。

水害に対しては、夷隅川の河川管理者である千葉県に対し、河川整備の要望を引き続き行うとともに、逃げ遅れによる人的被害をなくすことを最優先とし、避難所の備蓄物資の確保に努めるとともに、地域との役割分担による避難所の運営にも取り組んでまいります。また、大規模な災害に対しましては、自主防災組織において地域の住民を守る「共助」が必要になりますので、防災意識の高揚や地域における共助意識の醸成に努めてまいります。

産業・経済については、6次産業化の推進による大多喜ブランドづくりや商工業の振興を

図り、活気ある産業の育成を引き続き進めてまいります。

観光については、市町村の枠を超えた広域観光体制の充実を図り、水と緑に囲まれた豊かな自然や歴史、文化など、本町の魅力ある多くの観光資源を内外に積極的にPRし、町の魅力アップに努めてまいります。また、NHK大河ドラマの誘致活動を積極的に支援し、町の知名度を高めてまいります。

国際交流、友好都市については、メキシコ友好の塔の建設に向けた協議を進めてまいります。大多喜町とメキシコ合衆国の友好を後世に引き継ぐために、友好の塔の建設に取り組んでまいります。また、いすみ鉄道と台湾鉄路局の集集線の姉妹鉄道でスタートした集集鎮との交流については、これからも人的交流等を引き続き推進してまいります。

福祉、医療については、財政基盤の強化を図りながら、緊急課題である高齢者福祉に積極的に取り組み、介護福祉施設の充実など、高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指します。

これから町は、ますます高齢者が増加してまいります。高齢者の皆様は豊富な経験、知識、そして技術を持っています。現役を引退しても、大多喜町、そして地域社会の大切な財産であります。高齢者の皆さんが生き生きと活躍できる活気あるまちづくりを進めてまいります。

道路・橋梁については、各地区から生活路線の改良や補修に関する要望も多く、優先順位を定め順次対応してまいります。また、国道297号線の横山トンネルの用地に関する問題や大多喜ダムの跡地の有効活用の問題については、千葉県と協議しながら問題の解決に取り組んでまいります。

教育あるいは子育てについては、教育内容の充実として保育園、小学校、中学校と連続した英語教育の一層の推進を図るとともに、中学生の給食費の無料化に続き、小学生の給食費の無料化を進めてまいります。また、小中学校の教室へエアコンを設置し、教育環境の整備に努めてまいります。

学校法人三育学院の中学校、高等学校の誘致については、町の廃校の活用も含め、積極的に取り組んでまいります。この誘致により、町の人口減少に少しでも歯止めをかけられるよう努めてまいります。

水道事業については、有収水量の比率の増加や経営改善を推進し、今後も健全財政の維持に努めてまいります。また、町民の皆様のライフラインとして欠かすことのできない水道水の確保を図るため、面白浄水場の耐震化を図り、安全で、より一層おいしい飲料水を安定して供給できるよう努めてまいります。

困難な課題が山積する中、総合計画に示したビジョンをしっかりと見据え、経験したことのない人口減少・少子高齢化という社会の変革を乗り越えるため、今まで2期8年間にわたり積み重ねてまいりました多くの成果を礎として、全力を挙げて町政に取り組んでまいります。

以上、私の町政運営に当たっての所信の一端を申し上げます。町民の皆様、議員の皆様への町政に対する一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承いただきたいと思っております。

本日の会議事件でございますが、給与改定に伴う条例改正が2件と5会計の補正予算を上げさせていただきます。このうち、特別職等の給与関係の条例改正でございますが、私も特別職の給料を10パーセント減額させていただく改正も含まれていますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げ、会議冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで所信表明及び行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会12月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思っております。

なお、このうち12月27日に第1回夷隅環境衛生組合議会臨時会が開催されました。この件につきましては、4番根本年生君から報告願います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 平成29年12月27日に、夷隅環境衛生組合事務所において、管理者の選挙が行われました。そこで引き続き、いすみ市長である太田様が管理者として選挙で当選されました。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、12月27日に第1回国保国吉病院組合議会臨時会が開催されました。この件につきまして、3番渡辺善男君から報告願います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 去る12月27日午後2時30分より、いすみ医療センター会議室において、平成29年第1回国保国吉病院組合議会臨時会が開催され、本町からは志関武良夫議員、麻生剛議員と私の3名が出席いたしました。

会期は1日で、主な内容は選挙1件、議案1件が付議されました。

選挙1件の内容は、任期満了に伴いましての管理者の選挙でしたが、議員全員協議会を開き、候補者を選任し、指名推選により議会の承認を得る方法を採用することとなり、結果、管理者にはいすみ市の太田洋市長が選出され、直ちに就任いたしました。

議案1件の内容は、いすみ医療センターの医師を目指す医学生等に対する奨学金の貸し付けに関する条例の一部を改正する条例の制定の審議でしたが、全員賛成で原案どおり可決されました。

議事終了後、病院長より現況報告がありました。

主な内容は、慢性的な医師、看護師不足。医療圏とのかかわりもあり、地域全体の問題になっている。県からの補助や寄附金口座開設による大学病院からの医師派遣など、いろいろと手を打っているとのことでした。看護師については、来年度二、三名増員の予定があるとのことでした。いずれにいたしましても、診療科の縮小も予定されており、大変厳しい状況にあるとのことでした。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、12月25日、1月26日に実施しました例月出納検査及び11月1日、6日に実施しました定例監査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

それでは、お配りしています議事日程に従い議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

6番 麻 生 剛 君

7番 渡 邊 泰 宣 君

を指名します。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第65号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議案第65号の説明をさせていただきます。

議案書つづりの1ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

次の議案第66号でも説明させていただきますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引き上げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引き上げようとするものでございます。

また、町長、副町長及び教育長の給料に関しましては、平成17年度から削減を始め、きょうまで続けておりますが、引き続き平成30年度においても、町長、副町長及び教育長の給料額を削減しようとするものでございます。

なお、第1条の改正規定は平成29年度に施行する内容で、第2条の改正規定は平成30年度から施行するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。この改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合は、一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、一般職に準じ、12月支給分を100分の10引き上げようとするものでございます。

第2条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。この改正は、第1条において12月支給分を100分の10引き上げた支給割合を、その支給割合の合計を変えずに6月支給分を100分の5引き上げ、12月支給分を100分の

5引き下げるものでございます。

附則に次の1項を加える。

第8項、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、別表第1、町長の項中「76万1,000円」とあるのは「68万4,900円」と、同表副町長の項中「61万5,000円」とあるのは「55万3,500円」と、同表教育長の項中「53万6,000円」とあるのは「48万2,400円」とする。

この改正は、現在実施している町長、副町長及び教育長の給料の減額措置を、平成30年度も引き続き10パーセント減額しようとするものでございます。

附則、次のページをお開きください。

第1項及び第2項は、施行期日等を定めるものでございます。第1条の規定は公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するもので、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、第3項ですけれども、昨年12月に支給された期末手当を内払いとすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第66号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議案第66号の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、平成29年8月8日に、国会及び内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告しました。その内容は、民間給与が国家公務員給与を上回っていることから、俸給表の水準を引き上げること。また、特別給・期末勤勉手当についても民間が公務を上回ったことから、国家公務員の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、年間4.40月分に引き上げることなどで、月例給の改定は平成29年4月に、期末勤勉手当の改定は、12月支給の勤勉手当から適用されました。

千葉県の人件委員会におきましても、昨年10月13日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告が行われております。本町におきましても、人事院及び県の人件委員会の給与勧告に基づき、町の一般職の職員の給与条例等について、改正しようとするものでございます。

なお、この改正につきましては、改正内容の施行日や適用日が異なることから、本則において、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例を第1条と第2条で、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を第3条と第4条で、それぞれ改正するものでございます。また、本則の改正に伴い、関連する2つの条例を附則で改正するものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要について説明させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中「前条第1項の規定による規則で定める職にある者」を「第21条に規定する職にある者」に改める。

この改正は、管理職手当の支給対象者を引用する条文を改めるものでございます。

第23条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

この第1号の改正は、再任用職員及び任期付職員以外の職員の12月支給の勤勉手当の支給割合を100分の10引き上げ、100分の95とするもので、第2号の改正は、再任用職員及び任期付職員の12月支給の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の45とするものでございます。

附則第7項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

この改正は、55歳以上の7級職員の勤勉手当を減額する率等について、勤勉手当の支給割合の改正に伴い改めるものでございます。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

この改正は、国や県の給料表に準じて、職員の給料額を定めた給料表を改めようとするもので、平均しますと、改定率は行政職（一）の給料表で平均0.2パーセントの引き上げでございます。なお、1級の主事補クラスで0.45パーセント、7級の課長クラスで0.1パーセントの引き上げということで、若い職員にウエートを置いた改定となっております。

各給料表の説明は割愛させていただきます。

次に、18ページをお開きください。

下から2行目のところですが、第2条は第1条と同じ、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次の19ページのところですが、第22条は期末手当に関する規定で、55歳以上の7級職員の給料等の減額に係る措置が本年3月31日で終了することにより、期末手当に関連するこれらの規定を削るものと、文言を適正なものに改める改正でございます。

次の第23条は、勤勉手当に関する規定で、55歳以上の7級職員の勤勉手当に関連する減額規定を削るものと、第1条の改正により、勤勉手当の年間支給割合が100分の180に改正になりました。平成30年4月1日からは、勤勉手当の年間支給割合を変えずに、再任用職員及び任期付職員以外の職員の6月と12月の勤勉手当の支給割合を100分の90に改め、再任用職員及び任期付職員の6月と12月の勤勉手当の支給割合を100分の42.5に改めるものでございます。

附則第4項から第7項までを削る改正は、55歳以上の7級職員の給料等の減額に係る期間

が終了することから、改めるものでございます。

次の第3条は、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

第7条第1項の表の改正は、一般職の職員の給与改定に伴い、特定任期付職員の1号給与と2号給与の給料月額をそれぞれ1,000円増額するものでございます。

第8条第2項の改正は、特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の167.5に改め、年間の支給割合を100分の330にするものでございます。

次の第4条は、第3条と同じ大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもので、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第8条第2項の改正は、年間の支給割合100分の330を変えずに、期末手当の支給割合を100分の165に改めるものでございます。

附則。第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び附則第6項並びに第7項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

第2項は、遡及適用する規定を定めるもので、第1条の行政職給料表の改正、第3条の特定任期付採用職員の給料表の改定については、平成29年4月1日から適用し、第1条の勤勉手当の支給割合の改正と、55歳以上の7級職員の勤勉手当を減額する率の改正、第3条の期末手当の改正については、平成29年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第3項の規定は、給料表改定の適用日である平成29年4月1日以前に職務の級が異なる異動をした職員について、所要の調整ができることを定めようとするものでございます。

第4項の規定は、改正前の条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとすることを定めようとするものでございます。

第5項は委任規定で、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを委任するものでございます。

次の第6項及び第7項の条例の一部改正につきましては、55歳以上の7級職員の給料等の減額が本年3月31日で終了することに伴い、第6項では職員の育児休業等に関する条例の附則第4項の規定を削り、第7項では職員の勤務時間、休暇等に関する条例附則第10項の規定を削るものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ただいまの議案について、行政職（一）と行政職（二）と介護職給料表の改定であると思います。その中で、行政職（一）、（二）と介護職給料表が特別にまた定められております。

多分これは、介護職というのは特別な知識、高度な経験とか、それでお年寄りの方を世話するという、ある程度重要な役割を担っている上から、介護職給料表を別に設けてあるものだというふうに、私個人としては認識しております。それで国のほうも、職域加算というんですか、介護職、保育士の方々の給与がちょっと安過ぎるんじゃないかというようなことで、いろいろな面で加算を見ているものだと思います。

ただ、町に当たっては、町の職員ということで、それがなかなか認められにくいという状況の中で、やはり今後、介護職員を集めるに当たっても、この介護職給料表を、これ町である程度独自に決められるものだと思いますので、この辺については、少し手厚く給料表の改正を、人事院勧告の率にとられることなくやるべきではないかと思っておりますけれども、その辺の認識をお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 介護職の給料表ですけれども、これもやはり町には人事委員会がございますので、国や県の福祉職給料表というものを適用してございます。

この議案につきまして、今回提案させていただいた議案につきましては、あくまでも国や県の給与改正に合わせ、町の給料表を改めさせていただこうとするものでございます。

給料表や給料表に対する級別基準職務表ですか、これについてはやはり条例でございますので、今までの議会で議決をいただいております。地方公務員法の趣旨に基づいて、その職務内容、あるいは近隣との状況を鑑み、議決いただいたものと理解しております。特に今回については、その見直しまでは提案するものではございません。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、再度あれなんですけれども、介護職給料表とは何年ぐらい前にできて、それはどういった経緯でできたということを再度教えていただくのと、やっぱりこれは、介護の職員の給与は、何らかの形で見直しをしなければいけないと思っておりますけれども、今の答弁の中では、当面は、これは人事院勧告に基づくものをやるのであって、この件につ

いてはまた再度、何か検討するような趣旨であったかと個人的には思ったんですけども、それをもう一度、再答弁ではっきりさせてください。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） その辺については、まだ全く協議をしていない段階でございますので、私の答弁としては非常に、その辺は今回、お答えするわけにはいかないというような形になろうかと思えます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今の件で、特老とかそういうところで職員が退職をした後、職員募集しても、やはり勤務が厳しいということで、そこら辺の見直しというのは、今、根本さんが言ったように、今後ある程度、一般職と特別職との給与配分ですか、今後検討しなくちゃいけないと思うんですが、その辺は今後どういうふうに思っているんですか。募集して集まればいいけれども。

○議長（野村賢一君） ちょっと議題外に感じますけれども、それは要望とか願望とか、そういうのが今、確かに入っていたんですけども。

（「なるかもしれないね。職員が集まればいいけれども」の声あり）

○議長（野村賢一君） そこは、また後であれしてください。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第67号 平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第67号 平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

21ページをお開きください。

平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,366万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,989万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは、第2表繰越明許費から順次ご説明させていただきますので、25ページをお開きください。

第2表繰越明許費。

繰越明許費の設定で、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款9教育費、項4社会教育費、公民館管理運営事業2,339万3,000円は、昨年12月、補正予算で措置した中央公民館ホール棟の屋上の防水工事で、工事の設計に当初見込みより期間がかかったため、年度内の完了が困難となったために翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業932万4,000円は、昨年9月28日の豪雨で発生した町道3路線、町道老津線、町道葛藤筒森線、町道伊保田線の

災害復旧工事で、年度内の完了が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

項2農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧事業394万1,000円と農業施設災害復旧事業709万6,000円は、平成29年9月28日の豪雨及び10月22、23日の台風21号により発生した農地災害、農業施設災害の復旧工事で、農地は西畑の田代区と小土呂区の2カ所、農業施設は小谷松、馬場内、湯倉地先の3カ所で、いずれも年度内の完了が困難なことから、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、この全ての災害復旧事業は、補助事業として実施するものでございます。

次にその下、第3表地方債補正、変更、起債の目的、公共土木施設災害復旧事業債、この起債につきましては、繰越明許費で説明させていただきました町道の災害復旧工事に係る起債の増額でございます。補正前の限度額1,800万円に270万円を増額し、補正後の限度額を2,070万円にするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

次に、事項別明細書により、歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、28、29ページをお開きください。

2、歳入。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目4公共土木施設災害復旧費国庫負担金551万8,000円の増額補正は、町道3路線の災害復旧工事に係るものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目8農林水産施設災害復旧費補助金468万1,000円の増額補正は、農地及び農業施設の災害復旧工事に係るもので、内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,076万5,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として、繰越金を充てたものでございます。

款21町債、項1町債、目6災害復旧債270万円の増額補正は、第3表地方債補正でご説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算につきましては、先に給与費明細書により、給与改定などの補正額を説明させていただきますので、40、41ページをお開きください。

給与費明細書、1特別職の表中、区分欄の比較で説明させていただきます。

長等の項、期末手当16万6,000円及び共済費2万2,000円の増額は、給与改定分の増額でございます。

次のページをお開きください。

2、一般職、1号総括の表中、給与改定に係るものと育児休業などによる過不足額を見込

み、計上してございます。

比較の項の給与費は、給料が24万5,000円の減、職員手当は437万7,000円の増、計413万2,000円の増額。共済費は109万1,000円の増額で、合計で522万3,000円の増額でございます。その下の職員手当の内訳は、増額した437万7,000円の内訳となっています。

次の2号、給料及び職員手当の増減額の明細の表をごらんください。

給料は24万5,000円の減額ですが、給与改定に伴う増額118万3,000円と育児休業等に伴う減額142万8,000円でございます。

次の職員手当437万7,000円の増額の内訳は、432万3,000円が給与改定に伴う期末勤勉手当、時間外勤務手当の増で、その他の増減分5万4,000円の増額は、職員親族の増による扶養手当及び児童手当の増によるものでございます。

以降の表については説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますが、給与改定及び育児休業などに伴う各目の人件費補正及び特別会計の給与改定に伴う繰出金の増減については、説明を割愛させていただきますので、38、39ページをお開きください。

38ページの中ほど、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費932万4,000円の増額補正は、繰越明許費で説明させていただきました町道3路線の災害復旧工事でございます。

項2農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費394万1,000円の増額補正も、繰越明許費で説明させていただきました農地災害2カ所の災害復旧工事に係る委託料と工事請負費でございます。

同じく、目3農業施設災害復旧費631万6,000円の増額補正は、農業施設3カ所に係る災害復旧工事に係る委託料と工事請負費でございます。測量、設計委託料の78万円の減額は、事業完了による執行残103万円の減額と、今回の必要な額25万円の差し引きによる減でございます。

以上で、平成29年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） これは町長にお願いしたいと思います。

町長が所信表明で、若者が定住し、そして地場産業も潤う、そういう形で生き生きとしたまちづくりをこの4年間やるという最初の議会ですので、これは前回も私が町長にも言ったと思うんですけども、ページ数でいうと25ページになるでしょう。

公民館の管理運営事業、これの問題で町長は、要するに公民館の修理ですよ。これを法にのっとって執行するという答弁を前はいただいていると思います。ただ、私はそのときに言ったと思うんです。地場産業、そして技術はあるんだけど、もしかすると、そういう町のいろんな法に合致できないところで参加できないものがある、業者がいる。しかし、そこに門戸を開いてやることも必要じゃないかと。

本来、私はよく言うんですけども、特区制度をつくったときも。いわゆる法にがんじがらめにやってしまうと、息ができなくなってしまう。しかし、地元では技術があるんだけど、いま一步できないと。このことについて、この公民館管理運営事業、これ私、2,339万というのは地元業者が、地元産業の中では非常に、かなりの数値だと思うんです。

これがやはり本来、全く相手にされなくても技術だけはある、そういう人たちにチャンスを与えてやっていただきたい。そういう町特区制度じゃないけれども、それを町長の所信表明の中から、私はこの方が本当に4年間、町民に血の通う政治をするのであれば、その辺を一步考えるんじゃないかなと。その辺、答弁いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 麻生君の質問は、今のページ数で公民館の管理運営事業の繰越明許費の問題ですよ。

○6番（麻生 剛君） そういうことです。

○議長（野村賢一君） 内容が、ちょっと今、質問が違ったんじゃないかと。地元の業者とかいろんな話が出て、そう思うんですが、いかがでしょうか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） これは引き続きの質問ではなくて、議長、議会というのは、当然数字の審議、これをそのまま通すことも可能だと思うんですけども、そこに本来の趣旨、町民が、先ほどの町長の所信表明演説にもあったように、生き生きと、そしてこの町に住んでよかったという、そういう実感があふれる。そして、若者も定住できるようにするためには、こういう問題から、これをなるべく地元にとすような、そうしてこそ税収も上がり、町も潤ってくる。

その辺、これ何もしないで通してしまうんじゃないかと、私は町長の答弁をいただきたいと

思ったのは、そこに町長が民間で苦勞した方だからこそ、その辺がおわかりになるんじゃないかと。ですから、この町の予算を通すときにも、そこにご自分の民間時代のいろんな苦勞もあって、地場産業を育成するという中でこの問題も検討する、そういうような温かい配慮がこの数字にあらわれてほしいという、そのことについての町長答弁を求めたわけです。

○議長（野村賢一君） でも、着席してください。

今の、先ほどから私が言っている、この繰越明許費の質疑であればオーケーですけれども、それをちょっと外れているんじゃないかと思います。でも、この質疑に関して答弁をいただくことはよろしいと思うんですが、いかがですか。もう演説みたいな、そういうのは要らないですよ。この繰越明許費に関しての、私はお願いです。

○6番（麻生 剛君） それでは、私の熱い思いをご理解いただいた上で、町長のご答弁いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ちょっとこれ。

○6番（麻生 剛君） 要するに、発注権者なんだから、町は。そのことについての数値的な裏づけがここにあるわけだから、それに対してどうなのかということですよ。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、麻生君が言われたことは、わからないわけじゃありませんけれども、きょうのこの資料の中の問題点について議論するんであって、それ以外のことについては一般質問などで指摘し、また議論してもらおうというようなことが正しいんじゃないかなと思います。それ以外のことについては討議、また議論していますと、時間の関係上もありますし、ほかのものにも大きく影響してくるというふうに思いますので、その点について十分、ご理解していただくようにしていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 今、志関議員から発言がございました。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） じゃ、質疑じゃないということで。

○6番（麻生 剛君） 要するに、議長、いいですか。この問題については、この場ではこれで答弁がないということで。

○議長（野村賢一君） そうですね。当然そう思います。

ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 格調高い質問じゃないんです。聞き漏らしてしまいましたので、もう

一度説明してください。

ページでいうと同じく25ページですが、災害復旧3点あります。具体的な箇所について、もう一度報告をお願いします。

○議長（野村賢一君） 少し大きな声でひとつ、めり張り、よろしくをお願いします。

○財政課長（君塚恭夫君） 災害の箇所について、財政のほうから説明させていただきます。

まず、公共土木施設災害復旧費のほうでは町道の3路線、こちらは町道老津線、老川の老に、天津の津ですか。もう一つが町道葛藤筒森線、3つ目が町道伊保田線の3路線です。

農地災害復旧事業のほうで、西畑地区の田代区、それと小土呂区、農業施設が小谷松区、平塚区、こちら馬場内地先になります。それと湯倉区の3カ所でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 先ほどの公民館の運営管理費、この内容を後で教えてください。今、わかる。大まかでいいから。

○議長（野村賢一君） これは事業が完了できなかったから繰り越したということでしょう。それでよろしいですか。

○5番（吉野僖一君） だからこの内容がちょっとわからないから、たしかこのホールなんかは大分……

○議長（野村賢一君） 何で完了しなかったということを知りたいということですね。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 年度内にできなくなった理由ということでございますが、発注後、年末年始の休暇等が入りまして、設計に当たりましてまた事前調査などがあり、当初の計画より設計のほうがおくれたことが大きな原因でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これは天井雨漏りとかトイレの改修とか、それが入っている事業じゃないの。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 天井の、屋根の工事でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 同じく25ページの災害復旧工事で、2番の農林水産施設災害復旧工事

なんですけれども、これは3路線あるということなんですけれども、たまたま私、小谷松区ちょっと通ったら、実際に農地をぐるっと回ってきて、散歩しながら行ったんですけれども、そうしたら道路が決壊して通れないんですよね。通れないんですけれども、その場合に、近くで通れなくなっちゃって、その手前から、通れないならここは通れないということで、表示をすべきだと思うんですよ。だから車で行って、もう通れるかと思って行ったら通れなかったんで、その点そういうものを、標識をやってもらって、お願いしたいと思うんですけれども。小谷松区です。

○議長（野村賢一君） 吉野一男君、この件は担当課長から後で報告させますので、この場ではあれです。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時00分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時11分）

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第68号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、議案第68号の説明をさせていただきたいと思えます。

議案つづり51ページをお開きください。

議案第68号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）のご説明をさせていただきます。

平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,027万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、56ページ、57ページをお開きいただきたいと思います。

それでは歳入からご説明いたします。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額21万3,000円は、給与改定に伴う職員給与費等の繰入金の増額となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

次のページ、58、59ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額21万3,000円は、給与改定に伴い、59ページ説明欄記載の人件費4名分を増額するものでございます。

なお、職員手当の内訳につきましては、次のページ以降に記載されておりますので、割愛させていただきます。

以上で、平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第6、議案第69号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(西川栄一君) 議案第69号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。

議案つづり69ページをお開きください。

平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,629万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、74ページ、75ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）23万1,000円の減額、次の款6 県支出金、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）11万5,000円の減額、次の款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金154万1,000円の減額及び次の項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金の13万2,000円の減額は、全て職員人件費の減額に伴うもので、負担金の割合に基づき、国・県支出金及び繰入金をそれぞれ減額補正するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

76ページ、77ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費142万6,000円の減額及び次の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 包括的支援事業の59万3,000円の減額は、介護関係職員及び地域包括支援センター職員の給与改定に伴う人件費の増額分と、育児休業等に伴う人件費の減額分を合算した額をそれぞれ減額補正するものでございます。

次のページ以降の給与費明細書のご説明については割愛させていただきます。

以上で、平成29年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第7、議案第70号 平成29年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(山岸 勝君) 議案第70号 平成29年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

議案つづり87ページをお開きください。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に基づき、水道事業職員に対しても同様の改正をするものと、水道運営委員会開催に伴います委員報酬の補正予算となります。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第70号 平成29年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)。

総則。

第1条、平成29年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億7,739万9,000円、補正予定額35万1,000円、計4億7,775万円。

第1項営業費用、既決予定額4億4,535万9,000円、補正予定額35万1,000円、計4億4,571万円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,880万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額913万円、過年度分損益勘定留保資金1億272万円及び当年度分損益勘定留保資金695万1,000円で補填するものとする」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,888万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額913万円、過年度分損益勘定留保資金1億272万円及び当年度分損益勘定留保資金703万5,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、既決予定額2億2,783万2,000円、補正予定額8万4,000円、計2億2,791万6,000円。

次のページをお開きください。

第1項建設改良費、既決予定額1億4,158万3,000円、補正予定額8万4,000円、計1億4,166万7,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第7条中「5,281万9,000円」を「5,325万4,000円」に改める。

補正内容の詳細につきましては、98、99ページの水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出ですが、目1原水及び浄水費の5万円の増額は、浄水場関係職員1名分に対する職員給与費の増額によるものでございます。

目2配水及び給水費の5万8,000円の増額は、配水施設関係職員1名分に対する職員給与費の増額によるものでございます。

目3総係費の24万3,000円の増額は、業務関係職員4名分に対する職員給与費の増額と水道運営委員会開催に伴います委員報酬によるものでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出ですが、目3配水施設費の8万4,000円の増額は、建設改良工事関係職員2名分に対する職員給与費の増額によるものでございます。

以上で、議案第70号 大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第8、議案第71号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(秋山賢次君) 議案第71号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

議案つづり103ページをお開きください。

本補正予算につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に基づき、大多喜町特別養護老人ホーム職員に対しても同様の改正をするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第71号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)。

総則。

第1条、平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額2億7,645万9,000円、補正予定額105万円、計2億7,750万9,000円。

科目、第1項営業費用、既決予定額2億7,545万8,000円、補正予定額105万円、計2億7,650万8,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第4条、予算第7条中「1億9,919万9,000円」を「2億24万9,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては積算基礎資料により説明させていただきます。

106ページ、107ページをお開きください。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用、第1目総務管理費、第2節給与22万3,000円の増、給与改定に伴う増でございます。

第3節手当70万円の増、同じく給与改定に伴う増でございます。

第4節法定福利費12万7,000円の増、同じく給与改定に伴う増でございます。

続きまして、108ページから115ページにつきましては、記載のとおりですので割愛させていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） これは特別養護老人ホーム補正予算、給与の人事院勧告に基づくそれについて、給与を改定するということだと思えますけれども、特老の場合、臨時職員の方もかなりいらっしゃると思います。職員の方は人事院勧告によって、ある程度金額が上がると。職員の方についても、人事院勧告では示されないかもわからないけれども、当然、職員の方の給料がある程度上がるのであれば、臨時職員の方の給料もそれに伴って、多少上げるような考え方というんですか。やはり職員だけ上がって臨時の職員だけはそのままというのは、ちょっと何か腑に落ちない部分もあります。

これはあれですか、町の判断で、職員も上がったから臨時職員も多少なり上げてやろうよということではできないんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 臨時職員のは関係ないですね、今。

○4番（根本年生君） すみません、補足でいいですか。ですから、これあくまでも給与の改定に伴う補正予算でございますよね。そうすると、給与の改定に伴っていろいろな、ある特定の人だけ上がって、ある特定の人には上がらないというのは、これどうなんですかと。上げるのであれば一緒に、多少上げてやったほうがいいんじゃないですかと。

それが町の判断でできないということであるならそれは別ですけれども、今回、これ補正予算で、もしそういったことも計上できるのであれば、一緒にやったらどうですかという考え方で言っています。いや、それはできないんだよと、これしかできないんだよと、条例上ですね。そういったことであれば、それはそれで仕方ないと思いますけれども。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） この議案に直接関係するかどうかはわかりませんが、職員の給料というのは、あくまでも人事院勧告などで、1年おくれでさかのぼって支給がされるということでございます。

一方、臨時職員の賃金につきましては、千葉県の最低賃金、そういったものを加味しながら、現年で均衡を図るために措置されておりますので、遡及しての改定というのは今までございません。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、発議第7号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（吉野正展君） それでは、発議第7号を朗読させていただきます。

発議第7号。

平成30年1月31日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、山田久子。

千葉県循環器病センターの存続を求める意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

次のページをお開きください。

千葉県循環器病センターの存続を求める意見書。

千葉県循環器病センターは、千葉県内屈指の循環器病の基幹病院として、循環器病に係る高度専門医療を提供するとともに、市原市周辺地域における二次救急病院として、心筋梗塞や脳卒中等重篤な救急患者の受入れ病院として地域に貢献してきた。

また、総合病院としての機能も備えていることから、市原市南部地域住民のみならず本町や茂原市、長南町、長柄町等近隣市町村の地域病院としての役割も担っている。

しかしながら、千葉県は、千葉県循環器病センターについて、平成29年6月に策定した「千葉県立病院新改革プラン」において人口密集地域から遠いことや入院患者の減少を問題提起しており、平成29年9月の千葉県議会では、同センターの今後のあり方について検討を進めるとしている。現在建て替えを検討中の千葉県救急医療センターとの機能集約など、新たな方策を模索する可能性も示唆され、千葉県循環器病センターの存続が危ぶまれている。

今後も近隣市町村においては高齢化が進み、高齢者の救急搬送は増加が見込まれ、搬送に係る時間が長くなれば生命に影響を及ぼす可能性も高くなると考えられる。

また、身近な個人病院の少ないこの地域において、千葉県循環器病センターが果たす役割は大きく、周辺地域住民の安心・安全な生活を守るためにも存続が強く求められている。

したがって、千葉県においては、これまで同様の医療サービスが提供できるよう現在地において千葉県循環器病センターの存続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日。

夷隅郡大多喜町議会。

千葉県知事あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 発議第7号の提案説明を行います。

発議第7号について、提案理由の説明を申し上げます。

千葉県は、国の新公立病院改革プランを踏まえ、県立病院事業の経営改善に取り組むため、平成29年度から平成32年度を計画期間とする千葉県立病院新改革プランを策定し、この中で県循環器病センターは、「立地上の課題もあり、将来的な専門医療と地域医療のそれぞれのあり方については、全県的な視点と当該構想地域の状況を踏まえて検討が必要」とされました。

また、昨年9月の千葉県議会定例会では、代表質問において、「県循環器病センターは建てかえが進められている県救急医療センターとの連携を踏まえ検討すべき」との質問に対し、「県立病院新改革プランの中で県循環器病センターのあり方について、さまざまな角度から検討を進めていく」と答弁され、また同議員から「県救急医療センターと統合することで救急医療と高度な循環器医療を提供することができるため、検討を進めてもらいたい」との要望がありました。

これを受け、現在実施中の（仮称）県総合救急災害医療センターの基本設計を一時中止し、県循環器病センターのあり方について検討することとされています。

このことから、今、事務局長の朗読のとおり、千葉県循環器病センターについて存続を求める意見書を千葉県知事宛てに提出するものであります。

我々近隣市町村においては、非常に関心が強く、なくてはならない施設であることには間違いのないと考えます。どうか議員の皆様には、地域の現状をよく理解していただき、どうか可決賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） やはり全県下的に、圏央道の開通等もあって、鶴舞インターすぐそばにあるし、やはり偏ったあれじゃなくて、県の中心部ということであって、私も3回ぐらい死に損なったんですけれども、すごく医療に関しては、立地的には本当に圏央道の開通ということが一番強いと思うし、やはりそういうことで、昔から心臓外科のほうはガンマナイフもあるし、すばらしい設備が整っておりますので、存続というか、それは絶対残してほしいとか、私はそういう体験者ということでよろしくお願ひしたいと思う。

それで最近、地方が逆にお医者さんが少なくて、救急車が行っても病院が受けてくれないから、1時間とか1時間半、救急車の中で待たせられるというような、生命・財産を守るといふ根本的なことも考えると、やはり鶴舞病院は県の中央部にあるということでドクターヘリも使えるし、そういう圏央道も利用できるということで、これはやはり存続というか、そういうことで、できるだけ存続をしていただきたいと私は思います。

○議長（野村賢一君） 今、要望みたいなことあったので、志関さんが答弁しなきゃいけないんですけれども。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ありがとうございます。今、吉野僖一議員のほうから地域の重要性、そういったものについて答弁というか、説明がございましたけれども、地域としても非常に、近隣の市町村にとっては重要な施設であるということは間違いありませんので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長(野村賢一君) 日程第10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付してありますとおり、派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長(野村賢一君) 次に、日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付してあるとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回大多喜町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時45分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成30年3月27日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 麻 生 剛

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣